

〔利用料金—小規模多機能ホーム はねだ屋〕

*介護保険給付サービス利用料（1ヶ月の利用料）

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一ヶ月単位の費用となっています。

ご利用者の要介護度等に応じた介護報酬の1割から3割（自己負担分）をお支払い頂きます。

基本料金（1か月あたり）

	介護報酬	自己負担額	備 考
要支援1	34,030円	3,403円	一ヶ月ご利用の際の基本料金（定額） ※初期加算のみ一日ごとの料金となっております。
要支援2	68,770円	6,877円	
要介護1	103,200円	10,320円	
要介護2	151,670円	15,167円	
要介護3	220,620円	22,062円	
要介護4	243,500円	24,350円	
要介護5	268,490円	26,849円	

加算等（1ヶ月あたり）※初期加算のみ一日ごとの料金となっております

	介護報酬	自己負担額	
認知症加算(I)	8,000円	800円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算(Ⅱ)	5,000円	500円	要介護2で認知症日常生活自立度Ⅱの方
若年性認知症 利用者受入加算	(要支援)4,500円 (要介護)8,000円	450円 800円	若年性認知症の方を受け入れた場合加算
総合ケアマネジメント 体制強化加算	10,000円	1,000円	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しサービスの質を継続的に管理した場合
サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	3,500円	350円	介護従業者の総数に占める勤続3年以上の者が3割以上
初期加算	300円	30円	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について加算されます。

*上記金額に、処遇改善加算10.2パーセント相当の金額が加算されます。

*月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。

介護保険給付外サービス利用料（1回の利用料）

項目	内容		利用料
食材料費	食事提供の際の食材料経費		朝食 450円 昼食 450円 夕食 550円
おやつ代	当事業所で提供するおやつにかかる費用		50円
宿泊代	宿泊サービスに要する費用（食事代別）		2,500円
おむつ代	当事業所にあるおむつを使用した時の費用		実費
洗濯代	当事業所で洗濯する際の費用（月額）		1,500円
その他日用品	日常生活において通常必要となるものにかかる費用		50円
車両利用料 （片道）	通院や買い物等にて 事業所の車両をご利用 された際の費用	紋別市内	200円
		渚滑町・元紋別地区	600円
		小向地区	700円
		上渚滑町・宇津々・ 沼の上地区	1,000円
		滝上町・興部町	2,000円
		遠軽町	4,000円
レクリエーション クラブ活動	レクリエーションやクラブ活動に参加する際 にかかる費用（参加希望者のみ）		実費（材料費等）
体験利用	利用登録前に体験利用されたい場合		日中 500円 一泊4,000円

